

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター職員倫理規程

18国研セ第4-30号

平成18年 4月 1日

最終改正 26国研セ第15033028号

平成27年 4月 1日

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 倫理の保持のための体制等（第4条～第7条）
- 第3章 禁止行為等（第8条～第15条）
- 第4章 贈与等の報告及び公開（第16条～第20条）
- 第5章 雑則（第21条・第22条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）における職員の職務に係る倫理の保持等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）課長級以上の職員 次に掲げる職員をいう。

ア 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター職員給与規程（13国研セ第4-31号。以下「職員給与規程」という。）第5条第1項第1号に定める一般職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級以上の者

イ 職員給与規程第5条第1項第3号に定める研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級以上の者

ウ 職員給与規程第5条第1項第4号に定める任期付研究員俸給表（一）（以下「任期付研究員俸給表（一）」という。）の適用を受ける職員（以下「招へい型任期付研究員」という。）

エ 職員給与規程第5条第1項第6号に定める特定任期付職員俸給表（以下「特定任期付職員俸給表」という。）の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）

（2）指定職員等 次に掲げる職員をいう。

ア 招へい任期付研究員のうち、その受ける俸給月額が任期付研究員俸給表（一）の6号俸に掲げる俸給月額以上の俸給を受ける者

イ 特定任期付職員のうち、その受ける俸給月額が特定任期付職員俸給表の6号俸に掲げる俸給月額以上の俸給を受ける者

(3) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）並びに当該法人その他の団体及び事業を行う個人の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者をいう。

(4) 利害関係者 職員が職務として携わる次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれに定める者（職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。）をいう。

ア 不利益処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

イ 売買、貸借、請負、貸付、出資その他センターの支出の原因となる契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第3条 職員は、公共上の見地からかんがみ、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、当該職務遂行上関係のある部外者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

4 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

5 職員は、勤務時間外においても、自らの行動がセンターの信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

第2章 倫理の保持のための体制等

（理事長の責務）

第4条 理事長は、センターにおける職員の職務に係る倫理の保持に関する事務を総括する。

（体制）

第5条 センターにおける職員の職務に係る倫理の保持を図るため、総括倫理管理者、倫理管理者及び倫理管理者補佐を置く。

(1) 総括倫理管理者 総務部長

(2) 倫理管理者 総務部庶務課長

(3) 倫理管理者補佐 総務部庶務課課長補佐

総務部総務課長

(倫理管理者)

第6条 前条に規定する倫理管理者は、総括倫理管理者を補佐するものとする。

(倫理管理者補佐)

第7条 第5条に規定する倫理管理者補佐は、総括倫理管理者及び倫理管理者を補佐するものとする。

第3章 禁止行為等

(禁止行為)

第8条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行（センターの業務のための旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 職員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受け

ること。

(6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。

(7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第9条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理管理者に相談し、その指示に従うものとする。

3 第1項の「職員としての身分」には、職員が、センターの要請に応じ、国等（国立研究開発法人国際農林水産業研究センター職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第10条第1項に規定する国等をいう。以下同じ。）へ転籍し、引き続き当該国等に使用される者として在職した後、引き続き職員として採用された場合（一の国等に使用される者として在職した後、引き続き一以上の国等に使用される者として在職し、引き続き職員として採用された場合を含む。）における国等に使用される者としての身分を含むものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第10条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第11条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

- (1) センターが支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用をもって作成される書籍等（農林水産省が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は農林水産省が所管するセンター以外の独立行政法人が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。）
- (2) 作成数の過半数をセンターにおいて買い入れる書籍等（農林水産省及び農林水産省が所管する独立行政法人において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。）

（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第12条 職員は、他の職員の第8条又は前2条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第8条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

- 2 職員は、理事長、総括倫理管理者、倫理管理者、倫理管理者補佐又は上司に対して、自己若しくは他の職員がこの規程又はこの規程に基づき定められる規則等に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。
- 3 別に定める管理又は監督の地位にある職員は、その管理し、又は監督する職員がこの規程又はこの規程に基づき定められる規則等に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第13条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が10,000円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、別に定める届出書により理事長にその旨を届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- (1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
- (2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

（講演等に関する規制）

第14条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくは

はテレビジョン放送の放送番組への出演（職員就業規則第29条の規定による承認を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、理事長が別に定める基準を超えない報酬であるときを除き、あらかじめ、別に定める申請書により理事長にその旨を申請して、当該理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の規定により職員から講演等の申請があった場合には、その承認の可否について、当該申請があった職員に通知するものとする。

（倫理管理者への相談）

第15条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第8条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理管理者に相談するものとする。

第4章 贈与等の報告及び公開

（贈与等の報告）

第16条 課長級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき、又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として理事長が別に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けたとき、又は当該報酬の支払を受けたときにおいて課長級以上の職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限り。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、理事長に別に定める贈与等報告書を提出して、その旨を報告しなければならない。

（報告書等の保存）

第17条 倫理管理者は、職員から提出された贈与等報告書を当該贈与等報告に係る事実が生じた日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（贈与報告書の閲覧）

第18条 何人も、理事長に対し、前条の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき20,000円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、当該閲覧をした贈与等報告書に、次の各号のいずれかに該当するものとして、あらかじめ、理事長が不開示としている部分については、その請求をすることができない。

（1）公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(2) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

2 前項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後、理事長が指定する場所において、これを行うことができる。

3 前2項の規定により贈与等報告書を閲覧させる日及び閲覧させる時間は、月曜日から金曜日まで（次に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(3) その他理事長が別に定める日

（閲覧の手続及び方法等）

第19条 贈与等報告書を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、総括倫理管理者が備える贈与等報告書閲覧者記録簿に、氏名、住所及び閲覧を希望する贈与等報告書の対象期間を記入して閲覧を請求するものとし、請求後、倫理管理者から贈与等報告書を受け取って閲覧を行い、閲覧終了後は当該贈与等報告書を倫理管理者に返却するものとする。

2 閲覧者は、理事長が指定する閲覧場所以外に贈与等報告書を持ち出してはならない。

3 閲覧者は、贈与等報告書を丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 閲覧者は、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター構内等管理規程その他当該施設を管理する者が定めた施設等の管理に関する定めを遵守しなければならない。

（違反時の閲覧の中止）

第20条 理事長は、閲覧者が前条各項の定め違反している場合には、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

第5章 雑則

（倫理感のかん養等）

第21条 理事長は、研修その他の方法により、その所属の職員の倫理感のかん養及び保持に努めなければならない。

（その他の事項）

第22条 この規程に定めるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(施行日前に行った届出等に関する取扱い)

- 2 施行日前において、引継職員（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第26号）第2条の規定によりセンターの職員となった者をいう。以下同じ。）が行った次の各号に掲げる届出等（施行日以後に行うものに係る届出等に限る。）は、施行日において、理事長に対し行った当該各号に掲げる届出等とみなす。
 - (1) 国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）第8条の規定による利害関係者と共にする飲食を行うことについての届出 第13条の規定による利害関係者と共にする飲食を行うことについての届出
 - (2) 国家公務員倫理規程第9条第1項の規定による講演等を行うことについての承認の申請（施行日前において承認されていないものに限る。） 第14条の規定による講演等を行うことについての承認の申請

(贈与等報告書の閲覧に関する規定の準用)

- 3 第18条から第20条までの規定は、国家公務員倫理規程第9条第1項の規定に基づき保存されている贈与等報告書（国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第6条第1項に規定する贈与等報告書をいう。）を同規程第9条第2項の規定に基づき閲覧させる場合の取扱いについて準用する。この場合において、第18条第1項中「前条」とあるのは「国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）第9条第1項」と、「贈与等報告書」とあるのは「国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第6条第1項に規定する贈与等報告書」と、同条第2項中「前項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて準用する前項」と、「贈与等報告書」とあるのは「国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第6条第1項に規定する贈与等報告書（以下「贈与等報告書」という。）」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて準用する前2項」と読み替えるものとする。

(職員の職務に係る倫理の保持についての廃止)

- 4 職員の職務に係る倫理の保持について（13国研セ第4-38号）は、平成18年3月31日で廃止する。

附 則（平成21年4月1日 20国研セ第3-145号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日 21国研セ第3-149号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日 26国研セ第14032824号）
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日 26国研セ第15033028号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。